

氷見市木質バイオマス活用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市木質バイオマス活用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、木質バイオマスの活用により地球温暖化対策を推進するとともに木材利用の拡大により森林整備活動の促進を図るため、市内において木質バイオマス活用設備を設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象となる木質バイオマス活用設備とは、木質ペレット又は薪、製材端材等を燃料とするストーブ、ボイラーで、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りではない。

- (1) 市内で居住する住宅もしくは利用する事業所、農業用ハウス等に設置するもので、1棟当たり1基とすること。
- (2) 設置前において未使用品であること。

(補助率等)

第4条 補助対象経費は、木質バイオマス活用設備の導入に係る購入費及び設置費とする。

- 2 補助金の上限及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、木質バイオマス活用設備の設置前に氷見市木質バイオマス活用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置に係る経費の内訳が明記されている契約書の写し又は見積書の写し
- (2) 設置予定機種のカatalogの写し
- (3) 設置予定箇所の位置図又は写真

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第2号により交付決定をするものとする。

(補助金の交付決定の取消)

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、

補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を申請目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、木質バイオマス活用設備の設置を完了した日から30日以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、木質バイオマス活用促進事業費補助金実績報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置に要した経費に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 設置に要した経費の内訳、設置機種の様子が明記されている書類の写し
- (3) 設置状況を示す写真

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により実績報告の提出があったときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、様式第4号により交付の額の確定の通知をするものとする。

(その他の事項)

第10条 本制度の同一の補助事業対象者(補助事業の対象者と同一世帯人等を含む。)への交付は、補助の対象となる機器の種類ごとに1回限りとする。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に設置されるストーブについて適用する。
- 2 この要綱は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に設置されるストーブについて適用する。
- 3 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に設置されるストーブについて適用する。
- 4 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に設置される木質バイオマス活用設備について適用する。

別表（第4条関係）

補助率又は補助金額等	<p>次のとおりとする。ただし、いずれも千円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>① 木質バイオマスストーブ 上限を10万円とし、補助対象経費の3分の1以内で市長が認めた額</p> <p>② 木質バイオマスボイラー 上限を50万円とし、補助対象経費の3分の1以内で市長が認めた額</p>
------------	--